ロ　割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（２会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）並びに普通区間、⑴①イ㈺イ）Ｂに定める区間、恵那山特別区間及び飛騨特別区間のキロ程と別添６のうちＡ又はＦに掲げる各高速道路のキロ程とを合算したキロ程（以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別添３に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添５に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が４回以下の場合を除く。

㈠　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間、名古屋環状２号線又は別添６のうちＡ、Ｄ若しくはＦに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、㈺又は㈠を適用する場合を除く。

100－Ｗ（単位：パーセント）

㈜　上記式においてＷは、次の数値を表すものとする。

Ｗ：月間適用回数が５回から９回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添６のうちＦに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×（１－Ｗ÷100）＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）

㈜　上記式においてＸ、Ｙ、Ｚは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｘ：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｙ：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｚ：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

上記Ｘ、Ｙ、Ｚは、⑴②イ㈺㈠の規定に関わらず、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする（以下④から⑥までにおいて同じ。）。

軽自動車等

	茅ヶ崎ジャンクション	寒川北	海老名南ジャンクション
茅ヶ崎西	41.328	208.334	227.894
茅ヶ崎海岸	64.944	282.408	251.510
大磯	173.184	443.626	359.750

普通車

	茅ヶ崎ジャンクション	寒川北	海老名南ジャンクション
茅ヶ崎西	51.660	328.704	284.868
茅ヶ崎海岸	81.180	381.732	314.388
大磯	216.480	517.032	449.688

中型車

	茅ヶ崎ジャンクション	寒川北	海老名南ジャンクション
茅ヶ崎西	61.992	347.223	341.842
茅ヶ崎海岸	97.416	428.078	377.266
大磯	259.776	590.438	539.626

大型車

	茅ヶ崎ジャンクション	寒川北	海老名南ジャンクション
茅ヶ崎西	85.239	467.593	470.032
茅ヶ崎海岸	133.947	532.358	518.740
大磯	357.192	755.603	741.985

特大車

	茅ヶ崎ジャンクション	寒川北	海老名南ジャンクション
茅ヶ崎西	142.065	706.083	783.387
茅ヶ崎海岸	223.245	787.263	864.567
大磯	595.320	1159.338	1236.642

㈡　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添６のうちＡ若しくはＦに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、㈠を適用する場合を除く。

（Ｌ＋Ｌ’１＋Ｌ’２＋Ｌ’３－Ｗ）÷（Ｌ＋Ｌ’１＋Ｌ’２＋Ｌ’３）×100（単位：パーセント）

㈜　上記式においてＬ、Ｌ’１、Ｌ’２、Ｌ’３及びＷは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ：普通区間（⑴①イ㈺イ）Ｂに定める区間を除く）のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’２：⑴①イ㈺イ）Ｂに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’３：別添６のうちＡ又はＦに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

Ｗ：月間適用回数が５回から９回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添６のうちＦに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×（Ｌ＋Ｌ’１＋Ｌ’２＋Ｌ’３－Ｗ）÷（Ｌ＋Ｌ’１＋Ｌ’２＋Ｌ’３）＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）